

8 労働災害等の基本的な考え方

応援活動に従事する際、被災地の現場では、地盤が緩んでいる等通常の作業とは諸条件が異なることから、土石流災害、土砂崩壊災害及び重機災害などの各種労働災害や公衆災害が懸念されるところである。このため、作業に従事する水道事業体の職員や工事事業者の従業員は、的確な指揮命令系統の構築及び日々の危険予知活動等によりこれらの災害発生リスクに備えておく必要がある。

しかしながら、万が一こうした労働災害等が発生した場合には、復旧の遅延をはじめ財産の損失、事業中断、人的損失又は賠償責任等、水道事業体及び工事事業者は企業体として大きな損害を受けることとなり、結果として、「刑事上の責任」、「民事上の責任」、「行政上の責任」及び「社会的(道徳的)責任」等の責任を負うことになる。

したがって、水道事業体及び工事事業者はこれらの損害に対して迅速かつ適切に対応する必要がある、また、事前にこれらの損害を軽減できるような措置(各種保険への加入等)をとっておく必要がある。

【この節の内容】

8-1 労働災害の取り扱い

8-2 第三者に対する損害賠償の取り扱い

8-3 その他の事故等の取り扱い

8-1 労働災害の取り扱い

(1) 水道事業体職員

被災地において応援活動に従事する応援水道事業体の職員の扱いは、平成7年の阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)での例によると、出張扱いとするとの判断が当時の自治省より示されており、今後もそれを参考とする。また、東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等、近年の大規模な地震・風水害の際にも、応援水道事業体は出張扱いとしているのが通例である。

したがって、応援作業中の労働災害については出張中の公務災害として取り扱うこととし、地方公務員災害補償法の範囲内において補償の適用を受けることができる。

(2) 工事事業者

応援作業中の労働災害については、労働者災害補償保険法の範囲内において補償の適用を受けることができる。

なお、建設業の場合、元請負人が下請負人の労働者の分まで労災保険に加入しなければならない(強制加入)。この場合、実務的には元請負人から「労災保険加入証明書」等を提出させることが必要となる(提出がない場合は、作業等を行わせない)。

また、政府管掌の労災保険でカバーしきれない部分については、想定されるリスクに応じて民間の損害保険会社の保険(法定外補償条項、使用者賠償責任条項等が入っている保険等)を利用することが望ましい。

8-2 第三者に対する損害賠償の取り扱い

応援作業中に生じた事故等により第三者に損害を与えた場合の賠償は、原則として受援水道事業体が負担する。ただし、受援水道事業体の負担に関しては、「使用者責任」(民法第715条)に根拠を置くため、応援作業は、受援水道事業体の指示に基づいて行っていることを明確にしておく必要がある。

なお、受援水道事業体への往復途上で生じたものは、応援水道事業体が負担する。

8-3 その他の事故等の取り扱い

被災地における応援作業に着手後は、応援水道事業体の機器、工具の修繕等に関わる費用は、原則として受援水道事業体の負担とすることが適当である。

なお、受援水道事業体への往復途上で生じたものは、応援水道事業体が負担する。